

2018年7月27日

各位

会社名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 網屋 信介
(コード: 9318 東証第2部)
問合せ先 企画管理部 天神 雄一郎
(TEL. 03-5561-6040)

ストック・オプション（第13回新株予約権）の発行条件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年6月28日開催の当社第96回定時株主総会にて承認された「取締役および監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額改定ならびに内容決定の件」について、ストック・オプション（第13回新株予約権）の具体的な発行内容を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行日	2018年8月13日
2. 新株予約権の発行数	300,000個（各新株予約権1個当たりの株式数は100株）
3. 新株予約権の発行価格	金銭の払い込みを要しない
4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数	当社普通株式 30,000,000株
5. 新株予約権の行使に際しての払込金額	未定（1株につき25円を下限とする）（注）
6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価格の総額	未定（750,000,000円を下限とする）（注）
7. 新株予約権の行使期間	2018年8月14日から2023年8月13日まで
8. 新株予約権の割当対象者および割当数	当社取締役2名 300,000個

（注）新株予約権の発行日の前営業日（2018年8月10日）に確定いたします。

上記以外の発行内容の詳細につきましては、添付の2016年5月20日付当社適時開示資料「取締役および監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額改定ならびに内容決定に関するお知らせ」をご参照下さい。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 2016年5月20日
- (2) 定時株主総会決議日 2016年6月28日

以上



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 網屋 信介
(コード：9318 東証第 2 部)
問合せ先 企画管理部 天神 雄一郎
(TEL. 03-5561-6040)

取締役および監査役に対するストック・オプションに関する 報酬等の額改定ならびに内容決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 96 回定時株主総会に、「取締役および監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額改定ならびに内容決定の件」を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

I 議案の理由

当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保すること、ならびに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営を推進していくことを目的として、当社取締役および監査役に対する報酬等としてストック・オプションを付与することについて、ストック・オプションに関する取締役および監査役の報酬等の額改定のご承認をお願いするとともに、ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

II 議案の内容

1. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社取締役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の額については、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 1 億円以内とすることについてご承認を頂いておりますが、この度、当該報酬等の額を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 2 億円以内とすることに改定する旨をお願いするものであります。

また、取締役の報酬等の額には、従来通り使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

当社監査役に対してストック・オプションとして交付される新株予約権に関する報酬等の額については、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 86 回定時株主総会において、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に於いて年額 1,000 万円以内とすることについてご承認を頂いており、変更はございません。

2. 報酬等として付与されるストック・オプション（新株予約権）の具体的内容

ストック・オプションとして、当社取締役および監査役に対して各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権の具体的内容は、以下の通りとします。

(添付資料)

- (1) 各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権の総数の上限
各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権の総数は 300,000 個を上限とする。

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 30,000,000 株を、各事業年度に係る定時株主総会の開催日の翌日以降 1 年間に交付する新株予約権を行使することによる交付を受けることができる株式数の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、あわせて「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他対象株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で対象株式数を調整することができる。

ただし、これらの調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

- (3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことは要しない。

なお、本件新株予約権は、当社取締役および監査役に対する報酬として付与するものであるため、有利発行には該当しない。

- (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、下記のうち最も高い価額とする。

- ① 新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）
- ② 割当日の前日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）
- ③ 25 円

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式を発行または自己株式の処分を

(添付資料)

する場合（時価発行として行う公募増資および新株予約権の行使により新株を発行もしくは自己株式を交付する場合は除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新規発行株式数」を「処分自己株式数」に読み替えるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から5年間の範囲内で、当社取締役会の定める期間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、顧問または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、その死亡時において本人が行使しうる株式数を上限として6ヵ月以内（ただし、新株予約権の行使期間の末日までとする。）に相続人の行使を認める。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。

(9) 当社による新株予約権の取得

- ① 新株予約権者が権利行使する前に、上記(7)①に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別に定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② その他、当社が新株予約権を取得する事由については、当社取締役会において定めるところによる。

(10) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(11) その他、本件新株予約権の内容、募集事項および細目については、当社取締役会において定めるところによる。

上記の内容につきましては、平成28年6月28日開催予定の当社第96回定時株主総会において、「取締役および監査役に対するストック・オプションに関する報酬等の額改定ならびに内容決定の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上